

自転車の事故に注意しましょう!

問 安心安全課 ☎56-0611

HPを見る

記事ID 11793

自転車は手軽に乗れる反面、ひとたび事故を起こすと被害者になるだけでなく、加害者にもなるため、慎重な運転が求められます。自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用



※自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者に対し、講習の受講が義務化されています。

車道の左側に自転車の通行位置を明示します!

問 土木課 ☎56-0621

記事ID 11785

HPを見る

自転車は多様な用途・目的で幅広い年齢層に利用され、利用ニーズが高まっており、自転車、歩行者および自動車の交通事故の発生を少しでも減らすため、車道に自転車の通行位置を明示します。みなさんのご協力をお願いします。



自転車通行空間整備工事

実施期間 8月中旬から下旬(予定)

実施区間 長久手市区間: 杵ヶ池通り、学院通り
(市道長湫西部東部44号線)
(杵ヶ池西交差点~竹の山交差点の手前 約0.96km)

※日進市区間は日進市が整備します。



設置イメージ

自転車の通行位置明示区間の通行ルール

- 整備後も自転車は歩道を通行可能ですが、原則として車道の左側を通行してください。
- 歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行してください。

「杵ヶ池通り」、「学院通り」での自転車の通行方法に関する説明会を開催します

自転車の安全利用と工事概要等について説明会を開催します。

日時 8月4日(土)午前10時から(1時間程度)

会場 杵ヶ池体育館 会議室

